

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和2年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和2年3月10日（火） 開会：午前9時58分 閉会：午前11時59分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第 5号 令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）のうち所管の補正予算

議案第 6号 令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第10号 令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第18号 筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第19号 筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第20号 筑西市介護保険条例の一部改正について

4 出席委員

委員長 小島 信一君 副委員長 小倉ひと美君

委員 保坂 直樹君 委員 増渕 慎治君 委員 真次 洋行君

委員 秋山 恵一君 委員 榎戸甲子夫君 委員 三浦 譲君
委員

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 川崎 智史君

委員長 小島 信一

○委員長（小島信一君） ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

議案審査の順番ですが、補正予算議案3案、条例議案3案について、それぞれ所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せにより、議員間討議を当分の間、行動的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、審査に入ります。

初めに、保健福祉部です。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、保健福祉部所管分について審査願います。

なお、議案第5号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査終了後、採決したいと思いません。

それでは、地域医療推進課から説明願います。

○地域医療推進課長（岡本はるみ君） 地域医療推進課、岡本です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、岡本地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（岡本はるみ君） それでは、議案第5号のうち、地域医療推進課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、16、17ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項2目6節6雑入（衛生）、説明欄38、県西総合病院組合医療収入503万4,000円を増額するものでございます。これは県西総合病院の診療報酬でございます。

同じく次のページ、19ページを御覧ください。説明欄39、県西総合病院組合その他の収入でございます。これは、県西総合病院で支払った災害補償基金負担金の過納分71万3,000円を増額するものでございます。

同じく説明欄47、西部医療機構職員共済組合負担金収入1億3,624万3,000円を減額するものでございます。これは、地方独立行政法人に係る共済組合負担金について、地方公務員等共済組合法等の規定によりまして、設立団体が支払うこととされているため、西部医療機構からの支払いを求めないことにしたためです。

次に、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、西部医療機構運営資金事業、西部医療機構職員共済組合負担金4,196万7,000円を減額するものでございます。これは、西部医療機構職員の標準報酬月額の見込数の減額及び職員数の見込数の減により負担金が減額となったものでございます。

同じく説明欄、県西総合病院組合清算事業、その他の返還金855万6,000円を増額するものでございます。これは、主に県西総合病院の事務の承継に関する協議書に基づく清算でございます。この清算負担金は、

県西総合病院の診療報酬等の歳入歳出について、筑西市と桜川市との負担割合、19.36対80.64の割合に応じて清算いたしまして、桜川市へ支出するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） まず、診療報酬の収入は5月締めだと思うので、もう1度あるのだろうと思うのですが、これは年度締めということでの考え方なのでしょうかとというのが1つ。

それから、西部医療機構の職員の共済の負担金については、西部医療機構からの支出、負担は求めないということで、設立団体である市が負担をするということで、9,427万6,000円を負担するというふうなわけですが、歳入の1億三千六百幾ら幾らというのと合わないの、その辺の理由はどういうことなのか、これをお願いします。

○委員長（小島信一君） 岡本地域医療推進課長、お願いします。

○地域医療推進課長（岡本はるみ君） ただいまの三浦委員さんのご質問にご答弁いたします。

診療報酬の収入についての期間でございますけれども、今回は令和元年6月1日から令和2年1月31日までの期間として区切ってございます。

次に、共済負担金の歳入が1億3,000万円の減額で、歳出については9,000万円としてまた減額になったということで、金額が合わないということですが、予算としましては、最初に西部医療機構からの支出を求めた金額と、それとこちらが出す金額は同一でございました。それについて今回職員数がやはり予定よりも獲得できなかったのと、あと診療報酬月額が少し見込みで減額になったために、実際のところは、その9,000万円が市が支出する額ということになっております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 篠崎医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（篠崎正典君） 議案第5号のうち、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定分）425万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定分）1,016万円の減額補正をお願いするものでございます。これらは、法定の保険税軽減分及び保険者支援分の国と県の負担分が確定したことによるものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、

目4 国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金 1億516万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳しくは、国民健康保険特別会計補正予算でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） 障がい福祉課、赤城でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、赤城障がい福祉課長、お願いします。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） 議案第5号のうち、障がい福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄36、障害者等福祉サービス費等負担金2,974万1,000円、その下38、障害児施設措置費（給付費等）負担金4,587万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄26、障害者等福祉サービス費等負担金1,487万円、その下32、障害児施設措置費（給付費等）負担金2,293万5,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。これは、国庫負担金でご説明しました障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。下段、款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、障害福祉サービス費給付事業1億5,122万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づくサービスの中で、主に生活介護、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している方に係る経費であり、利用人数の増加等に伴うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 利用者の増という理由ですけれども、どういう特徴といいますか、そういうのがあるのかということと、このくらいの増というのは、全体から見るとどの程度のものなのかということです。

○委員長（小島信一君） それでは、赤城障がい福祉課長、お願いします。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

特徴としましては、今年度につきましては、特に児童の方、18歳未満の利用が増加している傾向がございます。併せて、精神疾患の方の就労継続A型という雇用型の利用も伸びているところではございます。大きな理由としてはその2点が特に際立っております。

○委員（三浦 譲君） 全体としては。

○委員長（小島信一君） 赤城障がい福祉課長、お願いします。

○委員（三浦 譲君） このくらいの増というのは、大きい増なのか、少ない増なのかという、全体として。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） 決算見込額としましては、1億9,870万5,000円を見込んでおります。その中ですので、大体、今回の補正のこと……

（「違うよ、全体と補正の決算の金額でいい」と呼ぶ者あり）

○障がい福祉課長（赤城俊子君） （続）全体の補正額は1億5,000……

（「全体の決算見込額は多いでしょう、19億」と呼ぶ者あり）

○障がい福祉課長（赤城俊子君） （続）19億円です。

（「19億の金額のうちこれだけです」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） 大体分かりました。

○委員長（小島信一君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 申し訳ありません。今年度の全体の決算見込額が19億8,700万円余りです。そのうち不足した分が約1億5,000万円ということで、7%から8%ぐらいですか、その補正予算でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 1割はいつていないけれども、予想よりは増えたということになって、何かその背景みたいのがあるわけですか。

○委員長（小島信一君） 赤城障がい福祉課長、いいですか。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

先ほど児童が増えているというふうに申し上げましたけれども、児童の放課後等デイサービスにつきましては、もちろんご利用者さんも増えているというところもありますが、ここ1年間近くで、市内で3事業所ほどサービス提供事業所が増えております。その対象人数としましては、3事業所で27名ほど受入れが可能だということで増えているというところも、大きく影響しているものとは考えております。

○委員（三浦 譲君） 分かりました、需要があるということですね。

○委員長（小島信一君） そのほかございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらなのですけれども、こういった施設へ給付を行っているのかということと、今回補正で上がったのですけれども、今後また増える見込みがあれば、令和元年度の予算の中で補正がまた出てくる可能性があるのかということ、お願いします。

○委員長（小島信一君） 赤城障がい福祉課長、よろしいですか。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） 最初のご質問ですけれども、今回の増額の主なところでよろしいでしょうか。

18歳以上の方の施設ですと、日中のサービスを受けていただく生活介護という施設が、当初の見込みと比べますと、毎月12人ぐらいの増がございます。この方の1人当たりのサービスの費用というのは、月額19万3,200円ほど費用がかかっております。それについて補正額が2,782万円の今回補正額を計上させてい

ただいております。

または、グループホームにつきましても、1か月当たり4人が増になっております。その方の1か月当たりがやはり12万7,000円、補正額が609万6,000円となります。

就労継続支援というものがございまして、これは一般社会では勤務が難しい方が、一般社会に向けた訓練をするA型、契約をして結ぶA型事業所につきましても、月で6人の利用が増でございまして。この方の月額1人の経費は13万1,100円です。補正額は943万9,000円。

就労には向けることは難しいけれども、就労継続支援の事業所の中で訓練をしたいという方の場合は、これは非雇用型といいますが、こちらが毎月12人の増でございまして。お一人にかかる月の経費は10万5,800円です。補正額につきましてもは1,523万5,000円です。

18歳未満の障害児の方のサービスですが、児童発達支援が毎月3人増えております。月額が5万4,000円、補正額が1,982万4,000円でございます。

放課後等デイサービス、こちらは小学生から18歳未満のお子さんにご利用されるサービスです。こちらが月に45人増えております。毎月お一人の方に12万5,000円、補正額が6,750万円でございます。この事業が今回の補正に対する主なものでございます。

こちらのサービスの事業につきましてもは、財源につきましてもは、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、よろしいですか。

○委員（小倉ひと美君） また増える可能性があれば、今後補正を組むのかということと、もう1点、この増えたというのは、先ほど受入れ施設が増えたから、受け入れられる人数が増えたので補正になったということで、まだまだ施設が不足しているのかということをお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 赤城障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） お答えいたします。

来年度の補正につきましては、平成29年から30年度、30年から令和元年度の伸びを見まして、その伸びを含めて予算は計上させていただいております。ただ見えないところがありますので、やはり施設の増ですとか、あと利用者の方の障害区分がございまして、その方の重い区分の方の利用が増えると、必然的に報酬も上がっていくという傾向もございまして、場合によってはまた補正ということになることも考えられます。

施設につきましてもは、今ご相談を受けているところは特にはないのですが、現状ではそんなに施設が不足しているとは思いませんけれども、子供さんの需要は特に重い方の施設がやはり不足しているのかなというところがありますが、ただそこができるかどうかということにはちょっと分かりません。もしかしたらまた開設するというところで相談があるかもしれませんが、現状のところではそういう相談は受けてはございません。ただピアしらとりさんが、全体的に6月以降に大人のサービス、生活介護ですとか、子供のサービスも全体的に開設するというところで準備を進めているということは聞いておりますが、まだ正式にこちらに手続というのは進められてはおりません。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、高齢福祉課から説明をお願いします。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 高齢福祉課、中澤です。どうぞよろしくお願いいいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 議案第5号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。上から2番目、款3民生費、項5老人福祉費、老人福祉施設整備事業として6,956万円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。これは、社会福祉法人征峯会様が整備する介護予防拠点、施設内保育施設の地域密着型老人福祉施設の整備に係る地域医療介護総合確保基金施設整備補助金2,081万円を工事の遅延により、また社会福祉法人向日葵福祉会様が整備する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ショートステイの社会福祉施設の整備に係る社会福祉施設整備費補助金4,875万円を、繰越明許費として追加をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、債務負担行為補正、地方債補正と関連がございますので、併せて説明させていただきます。

次に、7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、2、廃止でございます。老人福祉施設整備費補助金、令和元年度決定分、補正前期間、令和2年度限度額4,875万円を廃止するものでございます。

次に、その下、第4表、地方債補正、1、追加でございます。起債の目的、老人福祉施設整備事業、限度額3,900万円でございます。これは、先ほど繰越明許費補正で説明しました社会福祉法人向日葵福祉会様が整備する特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ショートステイの老人福祉施設の整備でございます。当初令和2年度の支出としておりましたが、適債性があることから、債務負担行為を廃止し、令和元年度に計上するとともに、財源として地方債を活用することから追加するものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款22項1市債、目3民生債、説明欄、老人福祉施設整備事業債3,900万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、老人福祉施設整備につきましては適債性があり、財政負担の平準化を図るため地方債を活用するものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、説明欄、老人福祉施設整備事業4,875万円の増額補正をお願いするものでございます。当該事業につきましては、令和元年6月に補正予算において債務負担行為を設定し、令和2年度に支出することとしておりましたが、老人福祉施設整備につきましては適債性があり、財政負担の平準化を図るため、地方債を活用するものとし、地方債を活用するに当たりましては、令和元年度に予算化が必要であることから、今議会において増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑をお願いします。

はい。榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 今の説明の冒頭に、工事遅延という言葉が聞かれたのですが、その原因は何だったのですか。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 委員さんのご質疑にお答えいたします。

社会福祉法人征峯会様が、介護予防拠点及び保育内施設を整備するに当たりまして工事を行っていましたが、基礎工事において想定外の地下水の湧き水、これは10月の台風によりまして排水量が、ポンプ排水を行ったのですが、そのポンプ排水の許容範囲を超える地下水が増加しまして、排水作業を最初はしたのですけれども、それに時間、日数がかかってしまい、工期が、基礎工事が遅れてしまったという状況でございました。

以上でございます。

○委員（榎戸甲子夫君） これは民間施設を行政が補助する予算ですよ、ですから、その突発的な不可抗力ということ認めて、これは補助をするわけです。台風による突発的な予想だにしない水量が出たと、よって、その負担分を行政が負担するという割合、その辺のことをちょっと聞きたいのだが、民間であるがゆえに、民間で何割、行政側で何割で、その補助事業を遂行すると、そういう筋道ではないかと思うのですが。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 委員さんのご質疑にお答えいたします。

こちらの老人福祉整備事業につきましては、県の計画に基づいた施設整備でありまして、こちら事業全体に係る費用につきましては、全額県の補助事業となっております。今回の工事遅延につきましては、その状況を法人のほうから県のほうに報告しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） ということは、県の査察も当然入っているわけですね。県の査察が入ったのでしょうか。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 委員さんの質疑にお答えいたします。

私のほうで県の査察が入ったかどうかという確認は取ってはおりません。ただ遅延の書類を市のほうから県のほうに、報告書という形で報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 質問の趣旨をもうちょっと全体に分かるようにお願いします。

○委員（榎戸甲子夫君） 私がなぜ質問したかというのは、工事遅延というのにはいろいろな原因があります。天候不順とか、あるいは地震災害なんかもそうです、めったにないことですが。かつて下館市時代に地下水が後から出たといつて、えらい追加予算を認めさせられた経緯があったのです。ということは、今回は県の指示による老人施設建設ですから、当然県がそういう書類の提出によって、やみくもにそれを認めて、それで市を通して補正予算に上げてきたのかなというふうに思ったので、その原因を知りたかったのです。分かりますか。

ですから、この補正予算を正当化するために、正当化でいいのですが、疑心暗鬼になってはいけないと思うのですが、ただし、かつて私はそういう経験を二、三度下館市時代にしておりますので、ちょっとちらっと頭にあったので、的確なご答弁を私は求めたかったのです。

以上。

○委員長（小島信一君） 中澤保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 申し訳ございません、私から答弁させていただきます。

この補助事業は、先ほど中澤課長が申し上げたように、10分の10の県の補助事業でございまして、工事の遅延によりまして、その額の増額はございません。同じ額について、工期だけ令和2年度に延ばすという補正予算でございまして、したがって、県の市に対する補助についても、県で明許繰越をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） その土地は平らな土地、高台、低い土地だった。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） ご質疑にお答えいたします。

その今整備されている土地につきましては、平たんな土地でございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらの老人福祉施設整備費補助金債務負担行為を最初6月の補正で上がったのですけれども、地方債に今回変更するという事なのですから、なぜ最初から地方債で上げなかったのかという理由をお願いします。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長、よろしいですか。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 委員さんのご質疑にお答えいたします。

当初6月の補正予算におきまして、債務負担行為の設定をお願いしましたが、老人福祉施設におきましては、長期的な住民サービスを提供する場所であるということを鑑みまして、地方債を活用する方向にしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この向日葵福祉会は、ことぶき荘を基礎としてこういう施設に変えるという事業費でいいですね。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） ご質疑にお答えいたします。

向日葵福祉会様が整備するものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） でしたら、最初からこういった特別養護老人ホームとか養護老人ホームを造るのが分かっていたので、最初から地方債にすればよかったのではないかと思うのですが。

○委員長（小島信一君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 申し訳ありません。私からご答弁申し上げます。

当初市の単独で、この補助金そのものが市の単独事業でございますので、市の一般財源を使いまして補助を予定しておりましたが、財政不足等協議の上、課長が言われましたように当然後年度まで使う施設であることから、適債性があるということで、方針を変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、最初から地方債にすることもできたということによろしいのですか。

○委員長（小島信一君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） そのとおりでございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、介護保険課から説明をお願いします。

○介護保険課長（小島裕之君） 介護保険課の小島と申します。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 小島介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（小島裕之君） 議案第5号のうち、介護保険課、高齢福祉課の補正予算につきましてご説明いたします。

それでは、14、15ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄32、介護保険システム整備費補助金36万6,000円を増額するものでございます。これは、マイナンバー制度による情報連携に伴う介護保険システム改修費の一部を国が補助するものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節28繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金184万1,000円を増額するものでございます。これは、令和元年度介護保険システム改修費、この後増額をお願いいたします地域支援事業の市負担分を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、議案第6号「令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について審査願います。

それでは、医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 篠崎医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（篠崎正典君） 議案第6号「令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ9,557万1,000円を減額するものでございます。

10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分2億1,556万3,000円、目2退職被保険者等国民健康保険税、節1現年課税分388万円、それぞれ減額をお願いするものでございます。これらは一般被保険者及び退職被保険者数の減少によりまして、国保の税収が減となる見込みによるものでございます。

続きまして、款4県支出金、項2県補助金、目5保険給付費等交付金、節2特別調整交付金、説明欄2、特別調整交付金（市町村分）171万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国民健康保険直営診療施設である茨城県西部メディカルセンターの運営に要した費用の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節1説明欄1、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1,071万円の減額、節2説明欄1、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）851万3,000円の減額、節5説明欄1、財政安定化支援事業繰入金1,097万8,000円の減額をお願いするものでございます。これらは一般会計から繰り出される法定分の繰出金が確定したものでございます。

そして、その下、節6説明欄1、その他一般会計繰入金1億3,536万6,000円の増額につきましては、歳入の不足分につきまして、法定外繰入れの増額をお願いするものでございます。

続きまして、款8項1繰越金、目2節1その他繰越金、説明欄1、前年度繰越金446万2,000円につきましては、前年度繰越金の確定により増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款9諸収入、項4目7節1雑入、説明欄7、退職被保険者納付金精算金1,253万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、平成30年度に茨城県に納めました退職被保険者納付金を茨城県が精算したところ、余剰金が生じたことから県から市に返還されるものでございます。

次のページ、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3国民健康保険事業費納付金9,828万4,000円の減額につきましては、本年度の茨城県への納付金額の確定により減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、項1医療給付費分が9,675万4,000円の減額、項2後期高齢者支援金等分が153万円の減額でございます。

続きまして、款6保健事業費、項3目1国民健康保険直営診療施設事業費、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業171万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入で茨城県西部メディカルセンターの運営に要した費用の一部として交付された交付金を、市から茨城県西部メディカルセンターに補助金として支出するものでございます。

次のページ、14、15ページをお開き願います。款9諸支出金、項1還付金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、説明欄、一般被保険者保険税還付事業100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成30年度までに納められた国民健康保険税が、所得の修正申告等で減額になった場合に還付をするために備えた還付金でございますが、当初予算では不足することが見込まれることから増額をお願いするものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 一般被保険者国民健康保険税などが大きく減額になっているのですけれども、

これは被保険者数が減ったためということですが、その被保険者が減った理由と、どのぐらいの人数が減ったのかをお願いします。

もう1点、茨城県西部メディカルセンターへの運営の補助金ということですが、こちらは茨城県西部メディカルセンターのほうで自由に、特に何に使うとかという制限があるのかないのかをお願いします。この県からの補助金になっているかと思うのですけれども、こういった割合で、こういった計算でこの額が交付されたのかについてお願いします。

○委員長（小島信一君） それでは、篠崎医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（篠崎正典君） お答えいたします。

国民健康保険税が減額になっている大きな理由は、確かに被保険者数の減少によるものでございます。前年度の平均の被保険者数は2万7,896人でございましたが、これと比較しまして、本年度の中間地点10月1日の時点で2万6,063人、1,833人の減となっております。また、直近の2月1日時点では2万5,756人と、2,137人の減少となっております。被保険者の割合で申しますと、8%程度被保険者の方が減ってございますので、国保税につきましてもやはり8%程度の減少が出てございます。

また、被保険者の減少の原因でございますが、後期高齢者に毎月100人以上加入していることと、社会保険の加入要件が緩和されましたので、会社の保険に入りやすくなったことが要因であると思われま

す。2つ目のご質問でございます。茨城県西部メディカルセンターへの運営の補助金でございますが、こちら今回の補正の交付対象となっておりますのが、平成30年度分で、10月オープンしたときから3月までの6か月の期間の非常勤の医師による夜間休日救急診療に係る経費が対象となっております。こちらにつきま

すは、実際にかかった費用と交付要綱に記載されております1日当たりの上限額、こちらを比較しまして、少ないほうが交付の対象額となつてまいりますので、休日分につきま

すは、交付の対象額が105万8,460円、深夜分につきま

すは151万1,379円、これは実際にかかったのは1,000万円以上かか

っておりますが、交付の基準額がこちらになりまして、こちらの合計256万9,000円、その3分の2であります171万3,000円が交付される金額となっております。

また、こちらの金額につきま

すは、自由に使えるのかということでございますが、夜間休日の診療の経費として交付されるものでござ

いますから、茨城県西部メディカルセンターへ交付した後は、そういったことで使っ

ていただけるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

ここで討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終了いたします。

これより議案第6号の採決をいたします。

議案第6号「令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第10号「令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について審査願います。
高齢福祉課から説明願います。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 高齢福祉課の中澤です。どうぞよろしくお願ひします。着座にて失礼します。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長、お願ひします。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 議案第10号「令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,956万3,000円を追加するものでございます。

10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節1介護予防事業交付金、説明欄1、現年度分介護予防事業交付金257万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、この後ご説明いたします歳出の地域支援事業費の増額により、国の交付金が増額となるものでございます。

同じく目14節1説明欄1、保険者機能強化推進交付金1,106万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、地域支援事業の取組を支援する交付金として、本年1月に交付が決定したことによるものでございます。

次に、款5項1支払基金交付金、目2節1地域支援事業支援交付金、説明欄1、現年度分地域支援事業支援交付金278万5,000円の増額をお願いするものでございます。こちら地域支援事業費の増額に伴う40歳から64歳までの第2号被保険者の負担割合による交付金でございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節1介護予防事業交付金、説明欄1、現年度分介護予防事業交付金128万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の増額に伴う県の公費負担割合による交付金でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節2説明欄1、事務費繰入金55万円の増額をお願いするものでございます。これは、マイナンバー制度による情報連携に伴うシステムの改修費を一般会計から繰り入れるものでございます。

同じく目10地域支援事業繰入金、節1介護予防事業繰入金、説明欄1、現年度分介護予防事業繰入金129万1,000円を増額するものでございます。これは、地域支援事業費の増額に伴う市の公費負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項2目1賦課徴収費、節13委託料、説明欄、住民情報システム（介護保険）改修事業55万円の増額をお願いするものでございます。これは、マイナンバー制度における情報連携に伴うシステムの改修業務委託料でございます。

次に、款4地域支援事業費、項3目1介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業918万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、要支援者事業対象者による訪問型サービス、通所型サービスの利用者の増加によるものでございます。

次に、同じく目2、介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄、介護予防ケアマネジメント事業113万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、要支援認定者事業対象者の増加に伴うケアプラン作成数の増加によるものでございます。

次に、同じく項4目1一般介護予防事業費でございますが、補正額の財源内訳の欄、現年度分普通徴収保険料774万8,000円の財源を、保険者機能強化推進交付金へ振り替えるものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。款5項1目1基金積立金、節25積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業869万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入の保険者機能強化推進交付金1,106万9,000円を地域支援事業に充当した結果、介護保険料に余剰が生じ、その分を基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 11ページのところで、保険者機能強化推進交付金というのが、補正前はゼロで今回は補正ということで、これは新しい交付金と考えていいのかどうか、これを確認したいと思います。

それから、地域支援事業が増えているという説明でしたけれども、どういったものが増えているのかをお願いしたいと思います。

もう1つ、マイナンバーのシステム改修関係が、国からお金があって、委託料で出ていますけれども、今回のシステム改修というのはどういう内容なのか、まずこれをお願いします。

○委員長（小島信一君） 3点ですね。中澤高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 委員さんのご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の保険者機能強化推進交付金でございますが、こちらは平成30年度からある国の交付金でございます。

保険給付費の伸びについてでございますが、こちらにつきましては、前年対比、同月12月と対比しまして10%の増加があることから、補正をお願いするものでございます。

（「内容」と呼ぶ者あり）

○高齢福祉課長（中澤俊明君） （続）内容につきましては、地域支援事業のサービスにつきましては、訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメントでございます。

3番目のシステムにつきましては、介護保険課のほうで説明いたします。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） それでは、小島介護保険課長、お願いたします。

○介護保険課長（小島裕之君） 介護保険課の小島と申します。着座にて失礼いたします。

委員さんのご質疑に対してご答弁申し上げます。

こちらのマイナンバーの関係なのですが、マイナンバーのほうなのですが、こちらのほうなのですが、データの標準レイアウトというものがございまして、そちらのほうを国のほうでは原則毎年1回改修していくという形をとっております。今回もそちらのほうに該当になっておりますので、改修したところでございますが、今回の改修内容につきましては、年金の情報連携に使うものの改修というふうに聞いております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 介護予防事業が増えている訪問と通所と予防事業等のそれぞれの伸びというのは

どうなのでしょう、それをお願いしたいと思います。

それと、あとマイナンバー関係のほうですけれども、毎年改修を行うという説明で、今年年金との連携ということなのですけれども、そうすると、今までも改修をやっていますけれども、どういう連携が今度これで行えるのかということと、それから介護事業者との、その利用の連携というのができるようになるのかどうか。

もう1つは、保険料との連携もできるようになるのか、年金ということは所得に関係するのだろうと思うのですが、そうすると保険料にも関係していくと、その辺の事務的な連携、合理化という意味なのかどうか、これ確認したいと思います。

○委員長（小島信一君） そうしますと、まず地域医療の伸びの話と、それからマイナンバーに関する話、それ2点ですね。

中澤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 私のほうからは地域支援事業の伸びについて、委員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

12月分までの推計、対前年比で、訪問型サービス及び通所型サービス、介護予防ケアマネジメントの伸び率なのですが、先ほどお答えしたとおり全体で10%の伸び、それぞれサービス事業費の3つの項目についても約10%の伸びになってございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） あと小島介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（小島裕之君） 委員さんのご質疑につきましてご回答いたします。

利用者のほうの便宜性というところもあるとは思うのですけれども、そちらのほうに関しましては、現状ではまだそういったところまでは進んでいないという形になります。主な利用の内容になるのですけれども、先ほど委員さんのほうでありましたが、介護保険料について、そちらのほうで年金からの特別徴収とかということをやっておりますので、そういったところにも最終的には普及してくるのではないかなというふうに考えてございます。

あと、今後のシステムの内容についてはどうなるかということなのですけれども、あともともとマイナンバー自体が、自治体間であったりとか、国であったりとか、県であったりとか、そういうところのマイナポータルというシステムを何か利用しまして、そこで情報の連携を行うという形になっているのですが、そこに対して利用できるところをどんどん追加していくのかなというふうに考えてございます。今回はそれが年金だったということでありまして、以前に関しては、国のほうからこのシステムの改修に関しまして、補助が3分の2とか出るのでございますけれども、そちらのほうでやったものにつきまして、ほとんどのものが今までの中でいうと、高額医療の額の修正だったりとか、そういった部分も含めて入ってきておりますので、それ以外のところの細かい部分までにつきましては、ちょっと今申し上げられないかなというところもあります。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 討論を終了いたします。

これより議案第10号の採決をいたします。

議案第10号「令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(小島信一君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

では、次に、議案第20号「筑西市介護保険条例の一部改正について」審査願います。

介護保険課から説明願います。

○介護保険課長(小島裕之君) 介護保険課の小島と申します。着座にて失礼いたします。

○委員長(小島信一君) 小島介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長(小島裕之君) 議案第20号「筑西市介護保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、昨年令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられました。この消費税率の増収分を財源としまして、所得の少ない65歳以上の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が実施されるところでございます。令和2年度は同じく消費税増収分を財源に、介護保険料の軽減措置をさらに拡充することになったため、条例の一部改正を行うものでございます。

条項に従いましてご説明申し上げます。初めに、第5条第2項の改正は、令和2年度の保険料を世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方の介護保険料を、年額「2万4,300円」から「1万9,500円」に改めるものでございます。

次に、同条第3項につきましては、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方の保険料を、年額「4万5,000円」から「3万2,400円」に改めるものでございます。

次に、同条第4項につきましては、世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える方の保険料を、年額「4万7,000円」から「4万5,400円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長(小島信一君) 質疑を願います。

三浦委員。

○委員(三浦 譲君) 資料を作ってもらってありがとうございます。分かりやすいです。それで、次年度の保険料への影響というのはどうなのですか。

○委員長(小島信一君) 小島介護保険課長。

○介護保険課長(小島裕之君) お答えいたします。

次年度の保険料につきましては、現在令和元年度に比べますと、こちらの第3段階までの軽減でございますので落ちることになります。金額で申しますと、概算ですが、保険料としましては、全体で9,400万円程度の減額になるのかなというところになってございます。その中で市のほうの一般会計から負担しなくて

はいけない金額になるのですが、こちらのほうも今までよりは増大いたしまして、2,300万円ほどの負担を要するのかなというところになってございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、それでいわゆるツーペイにして保険料はそのまま、分かりました。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終了いたします。

これより議案第20号の採決をいたします。

議案第20号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査は終了しました。

暫時休憩いたします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

休 憩 午前11時 8分

再 開 午前11時20分

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、こども部の所管の審査に入ります。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、こども部所管について審査願います。

母子保健課から説明を願います。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 母子保健課の百目鬼です。どうぞよろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、百目鬼母子保健課長、お願いいたします。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） それでは、議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、こども部母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

22ページ、23ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、不妊治療費助成事業150万円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、不妊に悩む夫婦へ高額な治療費が必要な不妊治療に要する費用の一部を助成するものでございます。今年度は申請者が多く、当初予算では不足する見込みのため、増額補正をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 当初に比べて多いということですが、どの程度多いのかということと、あと国、県、市で取り組んでいると思うのですが、その辺の補助を受けられる額というのはどの程度なのか、お願いします。

○委員長（小島信一君） 百目鬼母子保健課長、お願いします。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） どのくらい申請者が多いのかということのご質問ですが、そちらは今年度現在約90名の方が申請をされております。当初予算では75名、上限額10万円なのですけれども、75名を予定しておりました。今年度は90名ということです。ただ複数回申請をされる方がいますし、あと上限額いっぱいでない方、申請される方がいますので、90名でも現在まだ少しありますので、6万円程度残っているという形です。

国と県と市の金額というか、取組なのですけれども、この不妊治療費の助成は平成16年から国のほうの制度が始まりました。国と県が、県の事業としての補助金の制度が、国の2分の1、県が2分の1ということで、県の制度をやっております。そして、市のほうの制度は、県の補助金の交付決定を受けた方が要件になっておりますので、その不足分という形で補助をしているという形になりまして、額的には県のほうが初回の場合は金額が30万円、通算2回目以降の助成が20万円までということで、これは検査の内容によっても違うのですけれども、金額が変わっております。筑西市の場合は、上限10万円という形で設定しております。

以上です。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 治療費の全体から見ると、治療をする人の負担というのはどうなのでしょう。

○委員長（小島信一君） 百目鬼母子保健課長。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 治療費の全体は、本当に人様々金額はあるのですけれども、今年度の補助金の様子を見ますと、90人ぐらいとお話したのですが、23%ぐらいは金額がゼロになる。半数ぐらいが10万円程度、10万円ぐらいの支出があるけれども、そのぐらいの額になっています。大体5割ぐらいだと思います。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） これも少子化対策の最たるものだと思うのです。ましてや積極的にお子様が欲しいというご夫婦の、これは不妊治療ですから、10万円が妥当なのかどうか分かりませんが、私は少ないと思うのですが。というのは、今年第1子に20万円のお祝い金を上げるという、そういうことであるならば、もう1つは、私、男ですから余り感じないのかもしれませんが、いわゆるPR、宣伝、そういったことにもっと力を入れるべきではないかなと。この75名が90名に増えたと、90名が120名になったということになると、これは少子化に対する、お子様が欲しいというご夫婦がどんどん増えるということですから、いいことだと思うので、ひとつその辺、これ質疑でなく意見になってしまいましたが、そういうことでひとつ市内にたくさん赤ちゃんができるように、皆さん方の努力が必ず背景にあるわけですから、頑張ってください。

以上です。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 先ほど交付の条件で、県の申請というのですか、その条件を満たした方ということなのですか、県の条件を満たさない方へというのは、今のところお考えにはなっていないですか。

○委員長（小島信一君） 百目鬼母子保健課長。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 現在のところは考えておりません。というのは、やはり県の交付決定を受ける際には、所得の要件ですとか、あといろいろな要件を満たしている、所得の要件以外にも年齢ですとか、そちらの要件を満たす場合に交付をしておりますので、そちらのほうが支給されて、交付決定を受けてということでやっているところが、44市町村中40市町村はそういう形で実施をしておりますので、そちらのほうで進めていきたいと思っています。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、議案第18号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査願います。

それでは、こども課から説明を願います。

○こども課長（長島治子君） こども課、長島と申します。本日はよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長、お願いします。

○こども課長（長島治子君） 議案第18号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、国の基準が改正されたことにより、市の基準に合わせて改正するものでございます。いずれも用語の定義に関する改正でございます。1つ目は、施設型給付費の用語でございます。現行では、認定こども園、保育所、幼稚園のみでございますが、改正後は、特別利用保育にも定義が及ぶこととなります。

2つ目は、満3歳以上保育認定の子供の用語でございます。現行では、副食費を徴収することのできる対象として、年度内3号認定から2号認定になる子供が含まれております。改正後は、年度内3号認定から2号認定になる子供については、副食費の徴収可能対象から除外されることとなります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第18号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査願います。

引き続き、こども課から説明を願います。

長島こども課長、お願いします。

○こども課長（長島治子君） では、引き続き、議案第19号「筑西市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の改正については、放課後児童支援員が修了すべき研修について、国の基準が改正されて要件が緩和されたことにより、市の基準も併せて改正するものでございます。具体的には、現行では都道府県知事が行う研修を、改正後は政令指定都市の長が行う研修についても対象となります。また、放課後児童支援員認定資格は、今年度末までに研修を受けることで認定されるものでございました。今回の期間を5年延長し、令和7年3月31日までに研修を受ければ認定されることとなります。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑をお願いします。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 支援員の研修の経過措置5年延長というのは、もうちょっとどうしてなのか、どういう効果があるのか、影響があるのか、その辺をお願いします。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長、お願いします。

○こども課長（長島治子君） 放課後児童支援員認定研修というものは、高卒以上の学歴で、2年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者ということで資格が得られるものでございます。これを得ることによって、基本的な考え方や心得を習得していただくためのものでございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、それを5年延長するという意味ですね。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） お答えさせていただきます。

まだまだ修得率が少ない状況もございますので、5年延長ということになったのかと思われまます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ちょっと事情がよく分からないのですが、支援員の人なぜなかなか研修を受けられないのかという、忙しいのか、別の理由なのか。

○委員長（小島信一君） 質問の趣旨を三浦委員、もう1回。よくちょっと分からないと思うのです。

○委員（三浦 譲君） 現在支援員をやっている人が、どうしてなかなか研修を受けられないのかということなのです。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） 失礼いたしました。現状の方々のなかなかというのは、主婦の方とかもいらっしゃいますので、時間的に難しいところもございますし、今現在支援員さんが足りないという状況で動いていただいていますので、2年間の実績を経て研修を受けるというところもございますので、5年延長して支援員さんを増やして、放課後児童クラブを順調に運営していくというところだと思います。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 今児童クラブかなりあると思うのですが、この人たちは、この支援員という資格を持っていない、先ほどあった資料だとかがありましたよね。でもこの最初の基準は、やる時には誰かそういう、極端な話をすると、幼稚園の先生をやった人だとか、学校の教員をやった人だとか、様々な条件があって、それは今まではその人がいなければ、何ら資格を持った、支援員だとかいろいろな、持っていなければそういう児童クラブというのはいないシステムではなかったかと思うのですが、そういうことで、ではそういう人たちに対してもやはり持っていないのですか、今までの人たちはどういう形になるのか、教えてください。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） お答え申し上げます。

今までですと、保育士、社会福祉士、あとは教諭を持った方ということで対応していただいていたと思うのですが、その方々では回らないということでこの制度ができたと思います。今のところ支援員さんがいるところが50名ほど、皆さん取っていらっしゃいますので、十分今のところは対応されていると思います。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） この学童保育にしても、誰か資格を持った人がいないと、やはりその下にいる人たちは、下と言ったら語弊がありますが、それは支援員さんという方たちをこれからつくるといふ形、考え方ですか。でも今まで誰かいないければ、今言ったような状況にしなければいけないのですよね、責任者というか。NPOにしても何か立ち上げるにしても、それはどういう形になるのですか。

○委員長（小島信一君） まとめますが、支援員は今までの資格の下にきっちり配置されているかどうかというご質問ですか。

○委員（真次洋行君） 違う、要するに、今までの児童クラブというのは、先ほど言った、いろいろな幼稚園の先生だとかいなければいけないという形で、だからそれは変わらなくて、その下にそういう研修を受けていない人たちがつくという考え方で増やしていくと言っているわけですね。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） お答えさせていただきます。

今まで保育士さんたち、社会福祉士さんのほかに支援員さん、資格を持った方、あとはそういった保育士さんたちがいれば、そのほか資格がない方でも従事できるということでございます。なので、この5年を延ばすということで、その従事されている方も、支援員さんとして活躍できるように5年延ばしたと思われま。

○委員（真次洋行君） そういう人たちには資格を、支援員さんの研修を受けて取ってくださいということ、幅広く、そういう人たちがいないから募集するという意味で、研修するということですね。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第19号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上でこども部の審査は終了しました。

ここで、執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（小島信一君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、教育委員会所管分について審査願います。

初めに、学務課から説明を願います。

○学務課長（飯山正幸君） 学務課の飯山です。失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 飯山学務課長、お願いします。

○学務課長（飯山正幸君） 議案第5号のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります。16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。中段となります。款18項1寄附金、目10節1教育費寄附金に3万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは本年1月に株式会社田中工務店様から指定寄附がございましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、28、29ページをお開き願います。歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目2小学校教育振興費、次のページになりますが、説明欄の小学校教育振興事業の備品購入費として3万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入でご説明申し上げました株式会社田中工務店様からの指定寄附により、小学校に児童図書を購入するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、施設整備課から説明を願います。

鈴木施設整備課長、お願いします。

○施設整備課長（鈴木勝利君） 教育委員会施設整備課長の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、施設整備課所管についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、令和2年度当初予算事業におきまして、予定しておりました小学校施設環境整備改修事業の中小学校南校舎、河間小学校西校舎の大規模工事並びに中学校施設環境整備改修事業の協和中学校屋内運動場及び卓球場の大規模改造工事につきまして、国の学校施設環境改善交付金事業が前倒しで採択されたことに伴いまして、令和元年度補正予算による事業としてお願いするものでございます。

まず、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。表の下段、款10教育費、項2小学校費、事業名、小学校施設環境整備改修事業3億3,598万6,000円、その下、項3中学校費、事業名、中学校施設環境整備改修事業1億9,900万7,000円の明許繰越をお願いするものでございます。令和元年度補正予算に計上しまして、年度内での工事が困難なことから、令和2年度へ全額繰越しをお願いするものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。第4表、地方債補正、2、変更でございます。学校整備事業のための地方債の限度額を1億1,920万円から5億1,880万円に増額補正をお願いするものでございます。これは先ほどご説明いたしました小学校施設環境整備改修事業と中学校施設環境整備改修事業の支出に伴うものでございます。各事業の内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目10教育費交付金、節1義務教育費交付金、説明欄4、学校施設環境改善交付金1億1,419万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款22市債、項1市債、目10教育債、節7学校債、説明欄1、学校整備事業債3億9,960万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開き願います。3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設環境整備改修事業としまして、3億3,598万6,000円の増額補正でございます。これは、先ほどご説明いたしました国の学校施設環境改善交付金事業の前倒しに伴い、当市におきまして令和元年度補正予算による事業とするものでございます。内容としましては、中小学校南校舎及び河間小学校西校舎の大規模改造工事でございます。節13委託料に、施設環境整備改修事業管理委託料として1,713万8,000円、節15工事請負費に、施設環境整備改修事業としまして3億1,884万8,000円をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目3中学校営繕費、説明欄、中学校施設環境整備改修事業としまして、1億9,900万7,000円の増額補正でございます。内容としましては、協和中学校の屋内運動場及び卓球場の大規模改造工事でございます。節13委託料に、施設環境整備改修工事管理委託料としまして1,041万7,000円、節15工事請負費に、施設環境整備改修工事としまして1億8,859万円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 協和中学校の体育館と卓球場なのですが、築年数から行くとどれだけになったかなと思うのですが、それとあと工事内容、改修内容をお願いします。

○委員長（小島信一君） 2点ですね。鈴木施設整備課長、お願いします。

○施設整備課長（鈴木勝利君） ご答弁申し上げます。

協和中学校の屋内運動場でございますが、平成10年に建設されました。築22年でございます。卓球場につきましては昭和58年に建設しております。築36年でございます。

工事の概要としましては、体育館のほう、屋根につきましては、平場は防水塗装をしまして、大屋根につきましては、部分改修ということで進めております。壁につきましては、ひび割れの改修をしまして、全面塗装改修を実施するところでございます。そのほか内部につきましては、床、アリーナは、研磨をしまして塗装をいたします。壁等につきましては、塗装工事を実施いたします。あとトイレにつきましては、全面改修をいたしまして洋式化を図る工事となっております。あと電気工事としまして、水銀灯を利用した電気となっておりますが、全てLEDの電球に交換いたします。その他トイレのほか衛生器具、給排水設備、換気設備の改修を実施するところでございます。

卓球場につきましては、まず外部、屋根は、全面塗装を改修いたします。あと壁につきましても破損のところを改修しまして、全面外壁塗装をいたします。あと内部の床につきましては、床材、老朽化していますので、これにつきましては、床を全面張り替えしていくことを予定しております。あと天井につきましても、鉄骨の塗装等を実施します。あと先ほどお話ししましたように、電気設備につきましては、全部LED照明に交換いたします。あと機械設備としまして、給排水設備、換気設備の改修をします。いわゆる20年以上たっておりますので、全面リフォームという形ですので、よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） よく分かりました。それで、体育館のほうの照明ですけれども、天井から交換するのにリモコンで下がってくる方式なのかどうかです。仮設費が……

○施設整備課長（鈴木勝利君） 今回は、全てLED化にしますので……

○委員長（小島信一君） ちょっと待ってください。細かくもう少し聞かれますか。

○委員（三浦 譲君） いいです。今の1点。

○委員長（小島信一君） では、鈴木施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木勝利君） ご答弁申し上げます。

今回LED化にしますので、長年LEDですので寿命がありますので、今回は降下にはしていません。

○委員（三浦 譲君） そうですか、大丈夫ですか。

○施設整備課長（鈴木勝利君） はい。

○委員長（小島信一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

次に、地域交流センターから説明を願います。

海老澤地域交流センター長、お願いします。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 地域交流センター、海老澤でございます。よろしく願いいたします。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、教育委員会地域交流センターが所管いたします補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、8ページ、9ページをお開きください。第4表、地方債補正、2、変更でございます。起債の目的は、地区公民館改修事業でございます。起債の限度額を4,080万円から4,380万円に300万円の増額補正をするものでございます。

補正の内訳でございますが、1つは、昨年度実施いたしました地区公民館の耐震診断の結果を受け、昨年7月以降利用を中止し、代替施設に移転しております五所、河間、嘉田生崎の3公民館について、隣接する小学校との複合化による再整備を図るため、今年度実施設計、小学校の敷地測量、地質調査を実施しており、事業費の確定に伴い充当する合併特例債の起債の額を確定するものでございます。

もう1つは、同じく耐震診断の結果を受け、継続利用を図ることとした大田公民館につきまして、今後耐震補強、大規模改修を実施するため、9月補正予算に計上いたしました実施設計委託料について、事業費の確定に伴い充当する一般単独事業債の起債の額を確定するものでございます。

次に、18ページ、19ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款22市債、項1市債、目10教育債、節5社会教育債、説明欄2、地区公民館改修事業債300万円の増額補正でございます。

続きまして、30、31ページを御覧ください。3、歳出でございます。款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、説明欄、地区公民館改修事業といたしまして、300万円の財源振替でございます。こちらは起債対象事業費の確定及び起債額の確定に伴う一般財源の振替でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終了いたします。

以上で議案第5号について、全ての部の説明、質疑が終了しました。

議案第5号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 討論を終了します。

これより採決いたします。

議案第5号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第12号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了します。

お疲れさまでした。

これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退室願います。

ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（小島信一君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いたしたいと思います。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時59分